

例 規 名	富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の成立による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、個人番号カード（マイナンバーカード）の再交付手数料について、地方公共団体情報システム機構の事務手数料となることで、法律施行日以後条例別表の該当規定が不要となることから、富士見市手数料条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	別表中12の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料1件につき800円）を削除する。
施 行 日	令和3年9月1日

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係） 1の項～11の項 略			別表（第2条関係） 1の項～11の項 略		
12	<u>削除</u>		12	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付</u>	<u>1件につき 800円</u>
以下の項 略			以下の項 略		